

R7年7月1日変更

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書

令和 年 月 日

様

社会福祉法人 本城会

ひびきの虹色館

1. 事業者

- (1) 法人所在地 北九州市八幡西区藤原4丁目15番33号
- (2) 法人名 社会福祉法人 本城会
- (3) 代表者氏名 福島 智子

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- (2) 事業所の目的 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるように、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の意思を尊重し、心身の状況、置かれている環境の中での最適な支援を個別に計画する。その計画を実現するために、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせながら利用者がその有する能力に応じてその居宅においての自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護 ひびきの虹色館
- (4) 事業所の所在地 北九州市若松区ひびきの南一丁目2-3
- (5) 電話番号 (093) 695-7788
- (6) 事業所の運営方針 理念「笑顔・信頼・安心」笑顔あふれる明るい暮らしを
- (7) 開設年月日 平成25年6月1日

3. 利用対象者

以下の要件全てに該当の方がご利用いただけます。

- ① 北九州市若松区・八幡西区・八幡東区・戸畑区・小倉北区（離島は除く）に在住されている。
- ② 北九州市の介護保険被保険者である。
- ③ 介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方。

4. 通常の事業の実施地域

八幡西区近郊。事業所より5キロ以内の地域。

（それ以上の距離になる場合は、別途交通費を頂きます。）

5. 営業日

月曜日から日曜日（年中無休）

6. サービス利用調整（ケアマネジメント）

【相談受付時間】 午前9時から午後5時

【業務内容】

- ① 利用申し込みの受付
- ② 生活・介護状態の把握
- ③ 介護保険サービスや保健・医療・福祉サービス、地域資源等との連携・調整
- ④ 「居宅サービス計画書、介護予防サービス計画書」及び「小規模多機能型居宅介護計画書、介護予防小規模多機能型居宅介護計画書」の作成と書面での説明。
- ⑤ モニタリング（評価）
- ⑥ サービス担当者会議（計画内容についての確認や検討を行う）の開催
- ⑦ おおむね2カ月に1回の運営推進会議の開催

※ケアマネジャーは②の状況を把握した上で、その他のご利用者の状況や事業所全体の状況を勘案し、調整を図ります。

7. 通いサービス

【利用定員】

1日定員 15名

【提供時間】

午前8時から午後6時30分

※提供時間内での通いサービスの利用を原則とします。

※提供時間外に及ぶ滞在については個別の必要性により検討します。

【業務内容】

- ① 日常生活上の援助 移動、排泄、着脱介助等、必要な介護を行います。
- ② 健康状態の確認 体温、脈拍、血圧などの健康チェックを行います。
- ③ 送迎サービス 必要に応じて、ご自宅と事業所との送迎を行います。
ご家族での送迎も可能です。
- ④ 入浴サービス お体の状態に応じて、安全で快適な入浴介助を行います。
- ⑤ 食事サービス 昼食を提供しご利用者の状態に合わせた必要な介助を行います。
- ⑥ 余暇活動 季節やご利用者の状態に応じて、室内・屋外・外出での活動を行います。活動内容はレクリエーション的なものに関わらず、生活に密着した内容を中心とします。

8. 宿泊サービス

【利用定員】

定員 9名 （17：00～翌9：00）

※通いサービスの延長としての宿泊も可能です。

※宿泊可能な日数は部屋の空き状況や個別事情に合わせて検討します。

【業務内容】

ご利用者の状態、ご家族の事情に合わせて、宿泊サービスを提供します。

- ① 日常生活上の援助 移動、排泄、着脱介助等、必要な介護を行います。
- ② 健康チェック 通常の状態との変化を確認し、必要に応じて体温、脈拍、血圧などをチェックします。
- ③ 送迎サービス 必要に応じて、ご自宅と事業所との送迎を行います。
ご家族での送迎も可能です。
- ④ 食事サービス 滞在期間や送迎時間に合わせて、朝・夕食を提供しご利用者の状態に合わせた必要な介護を行います。

9. 訪問サービス

【提供時間】

提供時間 24時間対応

- ※ 訪問・滞在時間は、必要に応じて調整します。
- ※ 電話や訪問での安否確認についても対応可能です。

【業務内容】

ご利用者の状態や必要性に合わせて定期または随時に訪問し、ご自宅で日常生活上必要な援助をします。

日常生活上の援助、必要な介護（移動、排泄、着脱介助等）及び家事援助等をご自宅にて行います。訪問時には健康チェック（顔色や意識等）を行います。

10. 短期利用居宅介護サービス

【業務内容】

小規模多機能型居宅介護に登録していない方でも、利用者の状態や家族等の事情により緊急に利用することが必要と認めた場合に、短期間の宿泊サービスを行います。

- ※短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供します。

【利用定員】

利用定員は下記の算定式で決まります。

（算定式）

当該事業所の宿泊室の数 × （当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数） ÷ 当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

- ※登録者数が多い場合は利用が出来ないこともあります。

【提供時間】

原則 7 日以内。やむを得ない事情がある場合は 14 日以内

1 1. 職員の職種・人数・食事内容

- (1) 管理者 1 人 (地域密着型特養 施設長)

事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

- (2) 介護支援専門員 1 人

ご利用者・ご家族から必要な情報を聞き取り、在宅での生活を継続していくために必要な介護保険サービスや保健・医療・福祉サービス、地域資源等との連携・調整を行います。また「居宅サービス計画書、介護予防小規模多機能型居宅介護計画書」を作成します。

- (3) 介護職員 3 人以上

利用者の心身の状況等に応じた通い、宿泊、訪問サービスの提供を行います。

- (4) 看護職員 1 名以上

利用者の健康状態を把握し、健康管理への助言や必要な処理を行います。

1 2. 協力医療機関

＊ ご利用者の「かかりつけ医」に相談を行うことを基本とします ＊

(ご利用者様の「かかりつけ医」を記入致します)

- (1) 名称
(2) 所在地
(3) 連絡先

- (1) 名称
(2) 所在地
(3) 連絡先

<事業所協力病院>

- (1) 名 称 今光ホームケアクリニック 内科・外科・リハビリテーション科
(2) 所在地 北九州市若松区今光 1-9-10
(3) 連絡先 093-791-2200

- (1) 名 称 かじわら歯科
(2) 所在地 北九州市若松区下原町 1-1
(3) 連絡先 093-771-8604

13. サービスの利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

(予防)小規模多機能居宅介護サービス(1ヶ月当たり) (地域区分:7級地 1単位:10.17円)

要介護度	単位数	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要支援1	3,450単位	3,508円/月	7,017円/月	10,525円/月
要支援2	6,972単位	7,090円/月	14,181円/月	21,271円/月
要介護1	10,458単位	10,635円/月	21,271円/月	31,907円/月
要介護2	15,370単位	15,631円/月	31,262円/月	46,893円/月
要介護3	22,359単位	22,739円/月	45,478円/月	68,217円/月
要介護4	24,677単位	25,096円/月	50,193円/月	75,289円/月
要介護5	27,209単位	27,671円/月	55,343円/月	83,014円/月

その他加算

加 算	単位	加算内容
初期加算	30単位/日	利用開始日から30日間加算されます。
認知症加算Ⅲ (要介護者のみ)	760単位/月	医師又は主治医意見書により日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴと判定された場合加算されます。
認知症加算Ⅳ (要介護者のみ)	460単位/月	要介護2であり、医師又は主治医意見書により日常生活自立度Ⅱと判定された場合加算されます。
看護職員配置加算Ⅱ (要介護者のみ)	700単位/月	常勤の准看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800単位/月	利用者の状態に応じて地域の行事や活動に等に参加、地域住民等との交流を図ることで算定されます。
生産性向上推進 体制加算Ⅱ	10単位/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しているときに算定されます。

科学的介護推進体制 加算	40単位/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況 その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生 労働省（L I F E）に提出した場合加算されます。
サービス提供強化加 算Ⅱ	640単位/月	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が50%以上の場合に 算定されます。
処遇改善等加算Ⅰ		月の総単位数×14.9%

短期利用居宅介護サービス

（地域区分：7級地 1単位：10.17円）

要介護度	単位数	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
要支援1	424単位	431円/日	862円/日	1,293円/日
要支援2	531単位	540円/日	1,080円/日	1,620円/日
要介護1	572単位	581円/日	1,163円/日	1,745円/日
要介護2	640単位	650円/日	1,301円/日	1,952円/日
要介護3	709単位	721円/日	1,442円/日	2,163円/日
要介護4	777単位	790円/日	1,580円/日	2,370円/日
要介護5	843単位	857円/日	1,714円/日	2,571円/日

① 要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料10割を一旦お支払いいただきます。

要介護認定を受けた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

（償還払い）

② 要介護認定において、自立と認定された場合は、全額自己負担となります。

③ 月途中で利用開始した場合は、契約を締結した日ではなく、実際にサービス（通い・訪問・宿泊）を開始した日からの日割りでの算定となります。

④ 月途中で契約を解除した場合は、最終利用日ではなく、契約を解除した日までの日割りでの算定となります。

⑤ 介護保険による給付額に変更があった場合は、同様にご利用者の利用負担額を変更します。

（2）介護保険による給付対象外のサービス

- ①食事代 朝食：300円
 昼食：600円（おやつ代を含む）

- 夕食：５００円
- ②宿泊代１泊 個室 ２０００円
簡易個室 １０００円
- ※簡易個室は個室が満室時のみ使用します。
- ③オムツ代 実 費
- ④理美容代 実 費 １，５４０円～
- ⑤事業所より５km以上の地域への訪問サービス・通い・泊まりに関する交通費１kmを超える毎に２０円。
- ⑥洗濯代 １回１００円
- ⑦外出費用 実 費

１４．利用料金のお支払い

事業者は当月の利用者負担金の明細を付して、翌月１０日以降に利用者に請求し、利用者は翌月末までに次のいずれかの方法により支払います。ただし、短期利用の方は、帰宅時に現金を支払って頂きます。

- ① 現金払い
- ②金融機関振込 ※ 手数料は、（利用者）の負担となります。

福岡銀行黒崎支店（普通預金）		口座名義人	社会福祉法人 本城会 理事長 福島 智子
口座番号	２８６１３３４		

- ③金融機関口座からの引き落とし

ご利用できる金融機関	福岡銀行	口座振替サービス
	他銀行	ワイドネットサービス

※ 福岡銀行と他銀行では申込用紙が異なります。

１５．事故発生時の対応

ご利用者のサービス提供中に事故が発生した場合は、以下の対応を行います。

- ①かかりつけ医及び医療機関への連絡と受診
- ②ご利用者のご家族への連絡
- ③北九州市への報告
- ④事故原因の解明
- ⑤事業所加入の損害賠償保険に基づく対応

１６．緊急時の対応

通い・訪問・宿泊サービスの提供中に利用者の様態の急変があった場合は、ご家族に連絡をすると共に、あらかじめ契約時に確認した緊急連絡先及び医療機関への連絡・相談・報告をします。

17. 身体拘束について

事業所及びサービス従業者は、ご利用者に対する身体拘束、その他の行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者又は他のご利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等の拘束する場合があります。この場合でもご利用者のご家族に報告し、必要に応じて情報の開示に努めるものとします。

18. 非常災害時の対応について

- (1) 地震・台風等の天災、その他事業所の責に帰すべからざる事由により小規模多機能型居宅介護サービスの実施ができなくなった場合には、事業者はご利用者に対して当該サービスを実施すべき義務を負いません。
- (2) 利用中に非常災害が発生した場合は、当事業所の災害時避難計画に従い、迅速且つ安全な避難誘導を行います。尚、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

19. 守秘義務と個人情報の取り扱い

- (1) 利用者やご家族のプライバシーを尊重し、家族の状況等の個人的な秘密は堅く守ります。
- (2) 利用者に関わる個人情報の取り扱いに関しては、別紙の通りです。

20. 第三者評価の実施状況

	実施の有無	評価機関	直近の実施年月日
サービス評価会議	有	地域等関係者	令和6年1月25日

21. 苦情・相談の受付

(1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付します。

- ①所在地 北九州市若松区ひびきの南1丁目2番3号
- ②電話番号 093-695-7788
- ③苦情受付窓口 担当者：福島 智子
- ④受付時間9：00～17：00（平日）

(2) その他

事業所以外にも北九州市の各区役所・福岡県国民健康保険団体連合会等の苦情・相談窓口があります

(各窓口連絡先)

北九州市門司区役所	所在地	門司区清滝一丁目1番1号
-----------	-----	--------------

保健福祉課介護保険担当	電話番号	0 9 3—3 3 1—1 8 9 4
	F A X	0 9 3—3 2 1—4 8 0 2
	対応時間	平日 8：30～17：15
北九州市小倉北区役所 保健福祉課介護保険担当	所在地	北九州市小倉北区大手町1番1号
	電話番号	0 9 3—5 8 2—3 4 3 3
	F A X	0 9 3—5 6 1—7 7 7 7
	対応時間	平日 8：30～17：15
北九州市小倉南区役所 保健福祉課介護保険担当	所在地	北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
	電話番号	0 9 3—9 5 1—4 1 2 7
	F A X	0 9 3—9 5 1—4 1 3 6
	対応時間	平日 8：30～17：15
北九州市若松区役所 保健福祉課介護保険担当	所在地	北九州市若松区浜町一丁目1番1号
	電話番号	0 9 3—7 6 1—4 0 4 6
	F A X	0 9 3—7 5 1—0 0 4 4
	対応時間	平日 8：30～17：15
北九州市八幡西区役所 保健福祉課介護保険担当	所在地	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
	電話番号	0 9 3—6 4 2—1 4 4 6
	F A X	0 9 3—6 4 2—2 9 4 1
	対応時間	平日 8：30～17：15
北九州市八幡東区役所 保健福祉課介護保険担当	所在地	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
	電話番号	0 9 3—6 7 1—6 8 8 5
	F A X	0 9 3—6 6 2—2 7 8 1
	対応時間	平日 8：30～17：15
北九州市戸畑区役所 保健福祉課介護保険担当	所在地	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
	電話番号	0 9 3—8 7 1—4 5 2 7
	F A X	0 9 3—8 7 3—1 1 6 9
	対応時間	平日 8：30～17：15
北九州市役所 保健福祉介護保険課	所在地	北九州市小倉北区城内1番1号
	電話番号	0 9 3—5 8 2—2 7 7 1
	F A X	0 9 3—5 8 2—5 0 3 3
	対応時間	平日 8：30～17：15
福岡県国民健康保険 国体連合会（国保連）	所在地	福岡市博多区吉塚本町13-47
	電話番号	0 9 2—6 4 2—7 8 5 9
	F A X	0 9 2—6 4 2—7 8 5 7
	対応時間	平日 8：30～17：00

福岡県社会福祉協議会内 運営適正化委員会	所在地	福岡県春日市原町三丁目1番地7
	電話	092-915-3511
	FAX	092-915-3512
	対応時間	平日：午前9時00分から午後5時 日祝：午前9時00分から午後5時 月曜日（祝日の場合は翌日）休業

22. 契約解除

次の項目に該当する場合は契約を解除することがあります。

- (1) 利用者及びその家族等が当事業所に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- (2) 利用者や家族等から当事業所職員等に対して、面談時やサービス提供時などにおいて暴力や暴力行為、脅迫行為、ハラスメント行為及びそれに類する行為があった場合。

23. その他

(1) 必要書類の確認等

当事業所の介護支援専門員から、以下の書類の確認や複写を依頼することがあります。

- ①介護保険被保険者証
- ②健康保険証

(2) 事業所への情報提供について

次の場合は、事業所までご連絡ください。

- ①緊急連絡先が変更になった場合
- ②かかりつけ医が変更になった場合
- ③入院、入所された場合
- ④健康状態等の変化があった場合

(3) 長期休止について

サービスを休止して3ヶ月以上経過する場合は、契約終了に関するご相談をします。

(4) 悪天候時の対応について

雪や台風の天候不良時は、ご利用者・ご家族との相談の上、サービス内容を変更させて頂くことがあります。

(5) 感染症対策について

ご利用者やご家族に感染症の恐れがある場合は、予防的な処置をとらせて頂くことがあります。

(6) 実習等の受け入れ

当事業所では、ボランティア及び専門職の養成や就業支援のための実習生の受け入れを

しています。サービス提供時に実習生が職員に同行する場合があります。

(7) 禁止事項

①サービス利用における禁止事項

- ・他のご利用者等へ迷惑を及ぼす行為。(宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと)
- ・危険物(発火性のあるもの等)の持込

②その他の禁止事項

- ・他のご利用者、ご家族及び職員と、個人的に金品の貸し借りをを行うこと。
尚、職員への贈答品はお断りしています。
- ・特定の職員に対し、個人的に契約の申し込みを行うこと。
- ・特定の職員に対し、個人的に連絡を行うこと。

個人情報の利用について

1. 使用目的

- (1) 適切なサービス提供のための情報収集と小規模多機能型居宅介護事業所の職員及び各居宅サービス事業所の担当職員との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)のほか、居宅サービス事業所または利用されるその他福祉サービス、運営推進会議との連絡調整が必要な場合
- (3) 現に小規模多機能型居宅介護サービスを利用されている場合で、利用者・家族が体調を崩し、または怪我等で病院に行ったときの医師。看護職員への情報提供を行う場合

2. 個人情報を提供する事業所等

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている居宅サービス事業所
- (2) 小規模多機能型居宅介護計画に掲載されている職員並びに協力者等
- (3) 運営推進会議の構成員
- (4) かかりつけ医の所属する病院または、診療所、医院等
- (5) 緊急時は(4)以外の病院等
- (6) 福祉事務所・保健所・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所

3. 使用する期間

契約が終了するまでの期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報の利用の内容など経過を記録する。

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供開始に際し、
本書面に基づき、重要事項及び個人情報の利用に関しての説明を行いました。

事業者

(住 所) 北九州市八幡西区藤原四丁目 1 5 番 3 3 号
(事業社名) 社会福祉法人 本城会
(代表者) 理事長 福島 智子

事業所

(住 所) 北九州市若松区ひびきの南一丁目 2 - 3
(事業社名) 小規模多機能型居宅介護 ひびきの虹色館
(介護保険指定番号)

説明者

(職 名) _____

(氏 名) _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項及び別紙 1 の個人情報の利用に関しての
説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【契約者】(住 所) _____

(氏 名) _____ (印)

【署名代行者】(住 所) _____

(氏 名) _____ (印)

(契約者との関係 :)

【利用者家族】(住 所) _____

(氏 名) _____ (印)

(契約者との関係 :)